

岡山県PPP／PFI手法導入ガイドライン

平成29年3月策定
(令和4年12月改正)

総務部行政改革推進室

第1	P F I の概要.....	3
1	P F I の目的.....	3
2	P F I の仕組み.....	3
3	P F I の対象施設.....	4
4	P F I の特徴.....	5
5	P F I の事業類型と事業方式.....	7
6	P P P (Public Private Partnership) について.....	9
第2	P F I 手法導入の流れ.....	12
1	一般的な流れ（施設整備の場合）.....	12
2	各段階の概要.....	13
参考	岡山県 PPP/PFI 手法導入優先的検討要領.....	17

国は、PPP/PFI 手法の活用推進を政府の重要施策と位置付け、平成 28 年 5 月に決定された「PPP/PFI 推進アクションプラン」において、10 年間（平成 25 年度から平成 34 年度まで）の PPP/PFI 事業規模目標を 21 兆円とし、その目標達成に向けた取組を強化する方針が打ち出された。また、各地方公共団体においても、多様な PPP/PFI 手法導入の優先的検討を促す仕組みを構築し、PPP/PFI 事業の適用を拡大していくこととされた。

本県においては、これまで、「岡山リサーチパークインキュベーションセンター」（平成 15 年 4 月供用開始）、「総合福祉・ボランティア・NPO 会館」（平成 17 年 9 月供用開始）、「総合教育センター」（平成 19 年 4 月供用開始）の 3 施設に PFI 手法を導入し、施設整備を行ってきた。また、公の施設の管理運営について、平成 18 年度以降、指定管理者制度を積極的に導入（平成 28 年 4 月現在 69 施設）するとともに、平成 19 年 1 月に、民間委託推進計画を策定し、各種業務の民間委託に取り組むなど、民間活力の導入に努めてきたところである。

今後とも、複雑多様化する県民ニーズに対応した質の高い公共サービスを効率的かつ持続的に提供するためには、限られた資産・財源を有効に活用することが重要であり、公共施設の整備等にあたっては、引き続き、施設の設置意義の検証など不断の見直しに取り組むとともに、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、低廉かつ質の高い公共サービスの提供が期待されるものについて、本ガイドラインに従い、PPP/PFI 手法の導入について優先的に検討し、事業への適切な導入を図っていくこととする。

※PPP：Public Private Partnership。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。PFI は、PPP の代表的な手法の一つ。PPP の中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

P F I の概要

P F I (Private Finance Initiative) は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の建設維持管理、運営等を、民間事業者に行わせることが適切なものについてはできる限り民間事業者に委ねるという基本理念の下、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う事業手法である。

従来の公共事業との違いは、公共施設等の建設、資金調達、維持管理、運営等について公共が直接実施していたものを、民間事業者に委ねることにある。

1 P F I の目的

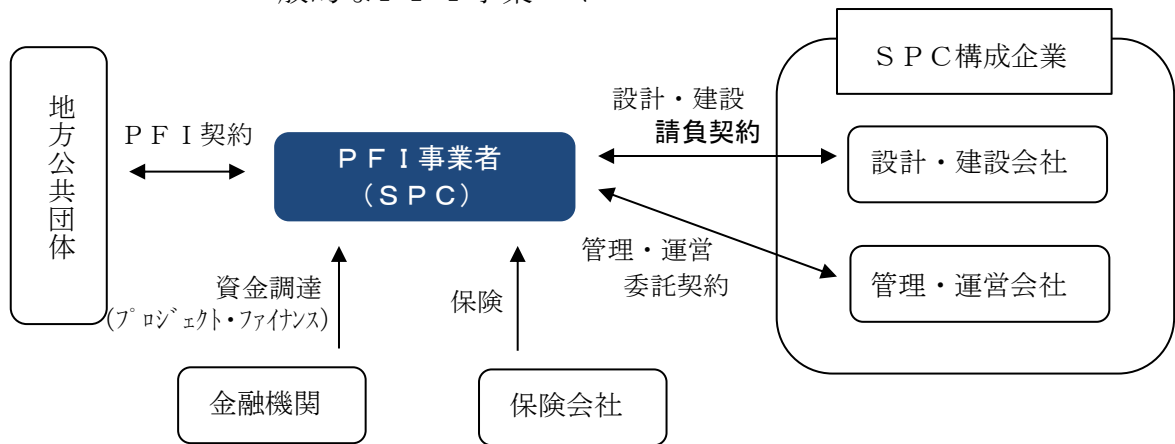
P F I の目的は、V F M (Value for Money : 公共資金の最も効果的な運用) を達成することにより、民間の活力、資金やノウハウを活用するとともに、リスクや責任を官民の間で適切に配分することにより、効率的かつ効果的に、低廉で質の高い公共サービスの提供の実現を図り、また、新たなビジネス機会を拡大し、地域経済好循環を実現していくことが期待される。

2 P F I の仕組み

P F I の仕組みは、事業の性質によって様々な事業スキームが考えられるが、一般的な例でいえば、公共施設等の管理者等との契約に基づき、P F I 事業者が、自ら資金を調達して、企画、設計、建設から運営までを行うものである。

P F I 事業は、通常、複数の異業種企業などとコンソーシアム (企業連合) を組み、それぞれが出資して P F I 事業を遂行するため、プロジェクト・ファイナンス (※) という資金調達手法を採用することが多く、「特定目的会社」 (S P C : Special Purpose Company) を設立し、P F I 事業者として事業を遂行する。また、必要に応じ、事業のリスクをカバーするため、保険会社と契約する。

一般的なPFI事業スキーム



※プロジェクト・ファイナンス (Project Finance)

事業から生み出される収益のみを借入金の返済原資に充当する資金調達手法。担保は、当該事業に関連する資産のみとするため、親会社が保証・担保提供等することはない。事業の収益性のみがファイナンスの担保となるため、資金調達の条件はプロジェクトの事業性により、大きく左右される。

3 PFIの対象施設

PFIでは、ほとんどの公共施設等の整備等を対象とすることが可能であるが、具体的にはPFI法第2条に掲げられている次の公共施設等が対象となる。

- 1 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道その他の公共施設
- 2 庁舎、宿舍その他の公用施設
- 3 教育文化施設、スポーツ施設、集会施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街その他の公益的施設及び賃貸住宅
- 4 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、観光施設及び研究施設
- 5 船舶、航空機その他の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む。)
- 6 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

4 PFIの特徴

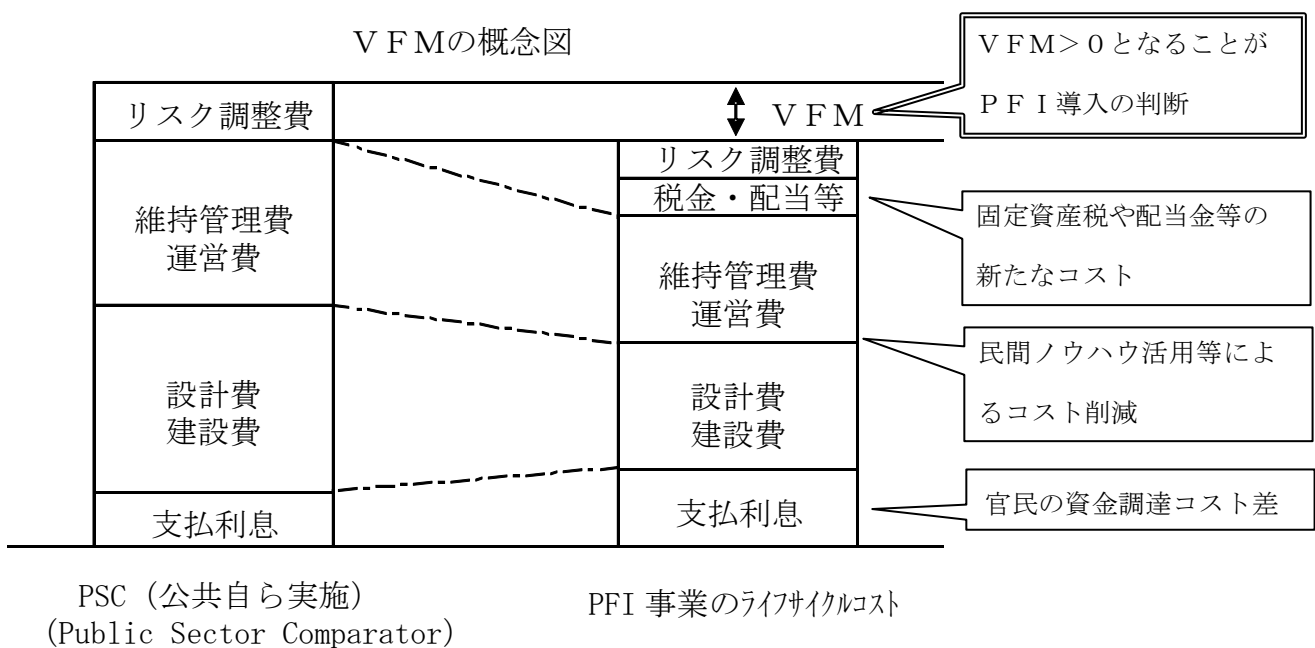
(1) VFM (Value for Money) の達成

VFMの算定は、公共が直接事業を行う場合に負担するコスト（PSC）とPFI事業による公共が負担するコストを事業期間全体のライフサイクルコストの比較により行い、算定の結果、 $VFM > 0$ となること、つまり、

$$\text{公共が直接事業を行うコスト} - \text{PFI事業で行う場合の公共のコスト} > 0$$

となることがPFI導入の判断の目安となる。

算定は、名目値ではなく割引率により現在価値に換算（※）して行う。



※現在価値への換算

各事業年度における公共の負担額の貨幣価値は、時間の経過とともに金利等諸要因により変化する（通常は低下する）。複数年にわたる事業の経済価値を測るためには、将来の年度ごとの公共の負担額を割引率で割り引き、現在価値に換算して行う必要がある。

現在価値 = n 年度の金額 $\div (1+r)^n$ により計算。割引率 = r

割引率については、長期国債利回りの過去平均や長期見通し等を用いたリスクフリーレートを用いることが適当とされており、実務上はこれに消費者物価指数の過去の平均値を加えるケースが多い。

(2) リスク分担

リスクとは、事業期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等といった不確実性のある事由によって損失が発生する可能性のことを言うが、従来型手法では、リスクを生じたときには基本的に公共側がリスクを負うこととなるが、P F I 事業では、設計段階、建設段階、維持管理・運営段階といった段階別に、想定されるできる限り明確化した上で、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考え方に基づいて、リスクごとに公共が負担するのか民間が負担するのか整理し、事業契約等で取り決める。これにより、分担したリスクの管理費用の最小化を図ろうとするものである。

< P F I 事業に係る地方財政措置について >

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成 12 年 3 月 29 日付け自治調第 25 号自治省財政局長通知）に基づき、次の措置が講じられる。

(1) 要件

- ① 当該施設の所有権が一定期間経過後に当該地方公共団体に移転（当該施設の整備後直ちに移転する場合を含む）するもの又は P F I 契約が当該施設の耐用年数と同程度の期間継続するものであること。
- ② 通常当該施設を地方公共団体が整備する場合に国庫補助負担制度がある事業については、P F I 事業で整備する場合にも同等の措置が講じられること。

(2) 措置の内容

① 国庫補助負担金が支出される P F I 事業の場合

直営事業の場合と同種の地方債を財源とすることができ、元利償還金に対して同様の交付税措置を行う。

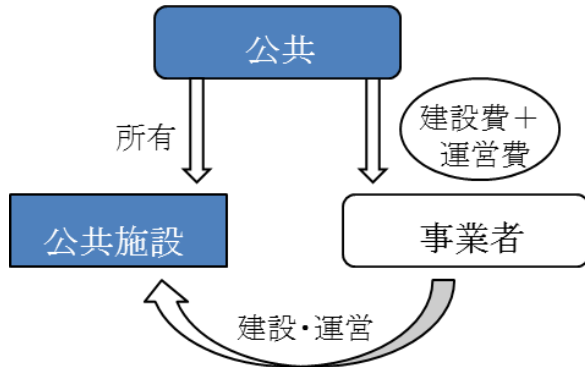
② 地方単独事業として実施される P F I 事業の場合

直営事業の場合に施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については、直営事業の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。財政措置の仕組みがない施設については、負担額の合計額の 20% に対し、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

5 PFIの事業類型と事業方式

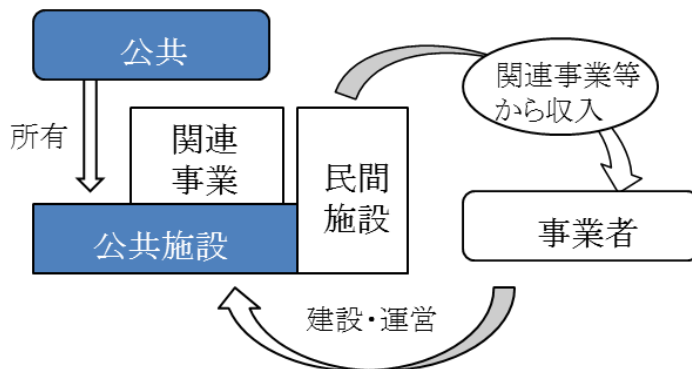
(1) 事業類型（事業費の回収方法による分類）

① サービス購入型（延べ払い型）



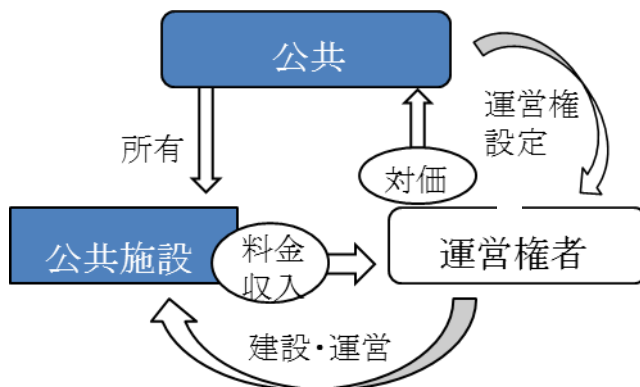
PFI事業者が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、公共は、そのサービスの対価を支払う。

② 収益型事業



PFI事業者が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収し、公共は、計画策定、認可、法的手続きなどに限定。

③ 公共施設等運営権（コンセッション）事業



利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共が所有したまま、施設の運営権をPFI事業者を設定する。

公共は、運営権対価を徴収することにより、早期回収が期待できるとともに、運営リスクを移転することができる。

運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とし、抵当権の設定、減価償却等による資金調達
の円滑化などが期待される。

(2) 事業方式（施設の所有形態による分類）

方式	区分	手法	手法の概要
P F I 方式	新築型	B T O	P F I 事業者が施設を建設（Build）後、施設の所有権を公共に移転（Transfer）した上で、P F I 事業者が維持管理運営（Operate）を行う。
		B O T	P F I 事業者が施設を建設（Build）し、維持管理運営（Operate）し、事業終了後に公共に施設の所有権を移転（Transfer）する。
		B O O	P F I 事業者が施設を建設（Build）し、施設の所有権を所有したまま（Own）、維持管理運営（Operate）を行う。事業終了により、公共への譲渡を想定しない。
		B T	P F I 事業者が施設を建設（Build）し、完成後一括払いで公共が買い取る。（Transfer）
	改修型	R O	P F I 事業者が施設を改修（Rehabilitate）後、維持管理運営（Operate）を行う。
公設民営方式		D B O	公共が資金調達、施設の所有権を有したまま、民間事業者が設計（Design）、建設（Build）、運営（Operate）を一括して行う。

※B T O方式とB O T方式の比較

代表的な事業方式としてB T O方式とB O T方式があげられるが、基本的な違いは、施設の所有権の移転時期にあり、これにより以下の点で異なってくることから、採用手法の選択にあたっては、比較検討を行うこととなる。

① 民間の創意工夫

・ B T O

施設用地、施設ともに県の行政財産となり、通常私権の設定ができないため、民間事業者の自由度が低く、創意工夫が図りにくい。

・ B O T

施設用地は県の普通財産で、施設は民間事業者の所有物となるため、民間事業

者の運営の自由度が高く、民間事業者としての創意工夫が図りやすい。

② VFM

・ BTO

民間事業者は、施設の所有に係る諸税の負担と施設の減価償却費の計上が不要となり、民間事業者の費用負担が小さくなるため、県のサービス購入費は、BOT方式よりも減少するため、県にとってのVFMは大きくなる。

・ BOT

民間事業者は、施設の所有に係る諸税を負担するとともに、施設の減価償却費を損金として計上することとなるため、県のサービス購入費は、BTO方式よりも増加するため、県にとってのVFMは小さくなる。

③ 移転リスク

・ BTO

県が施設の所有者となるため、施設に関するリスクのうち、民間事業者に移転できるリスクは小さくなる。

・ BOT

民間事業者が施設の所有者となることから、施設に関するリスクのうち、民間事業者に移転するリスクが多くなる可能性が高く、県にとってメリットが大きい。

6 PPP (Public Private Partnership) について

PFI以外にも、行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものとして、次のものがある。

(1) 指定管理者制度

平成15年9月の地方自治法改正により、公の施設の管理について、指定管理者制度が導入された。(地方自治法第244条の2第3項)

PFI事業により整備した公の施設の管理を包括的にPFI事業者に行わせる場合は、指定管理者制度を採用し、PFI事業者を指定管理者として指定し、利用料金制度のほか行政処分に該当する使用許可も行うことができる。

※ 指定管理者制度と公共施設等運営権制度との関係

指定管理者制度と類似した制度として、平成23年のPFI法の改正により導入

された公共施設等運営権制度があるが、利用料金の設定、取消事由の点でも、公共施設等運営権制度のほうがより民間の創意工夫を引き出すことが可能な仕組みといえる。

使用許可の権限を行使する必要がある場合には、指定管理者の指定を受ける必要があり、その必要がない場合には、指定管理者の指定は不要となる。

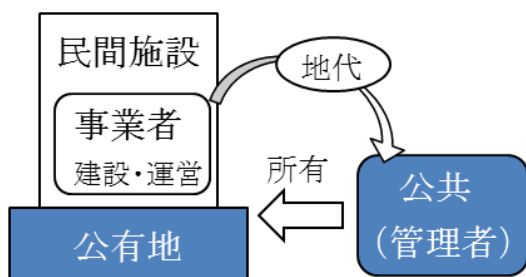
指定管理者制度と公共施設等運営権の主な違い

	指定管理者	公共施設等運営権
利用料金の收受	○	○
利用料金の設定	事前承認制（244条の2 IX）	事前届出制（23条 II）
使用許可	○（条例の定めにより）	×
取消事由	包括的（244条の2 第11項）	限定列举（29条）

（2） 公的不動産利活用事業

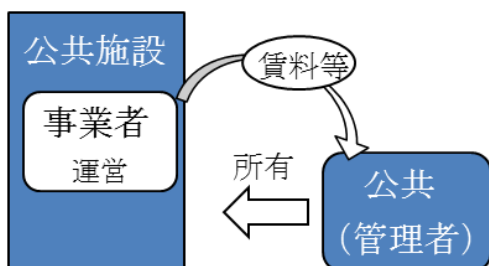
低未利用地の公的不動産を有効活用することで、地域の「価値」や住民満足度をより高めるとともに、新たな投資やビジネス機会を創出する。その際には、民間の創意工夫を最大限活用するため、民間提案を積極的に活用する。

<公有地利活用の例>



公共が、未利用地の有効活用を図るため、定期借地権を設定し事業者に賃貸し、事業者が民間施設の整備・運営を行う。

<公共施設利活用の例>



公共が、公共施設の余裕施設・スペースの有効活用を図るため、行政財産の一部を事業者に貸付し、事業者が施設の運営を行う。

<行政財産の貸付について>

行政財産の貸し付けについては、地方自治法第 238 条の 4 第 1 項の規定により、原則として禁止されているが、同条第 2 項から第 4 項までの規定により貸し付けることができる。

また、P F I 法第 69 条の規定により、次のようにできることとなっている。

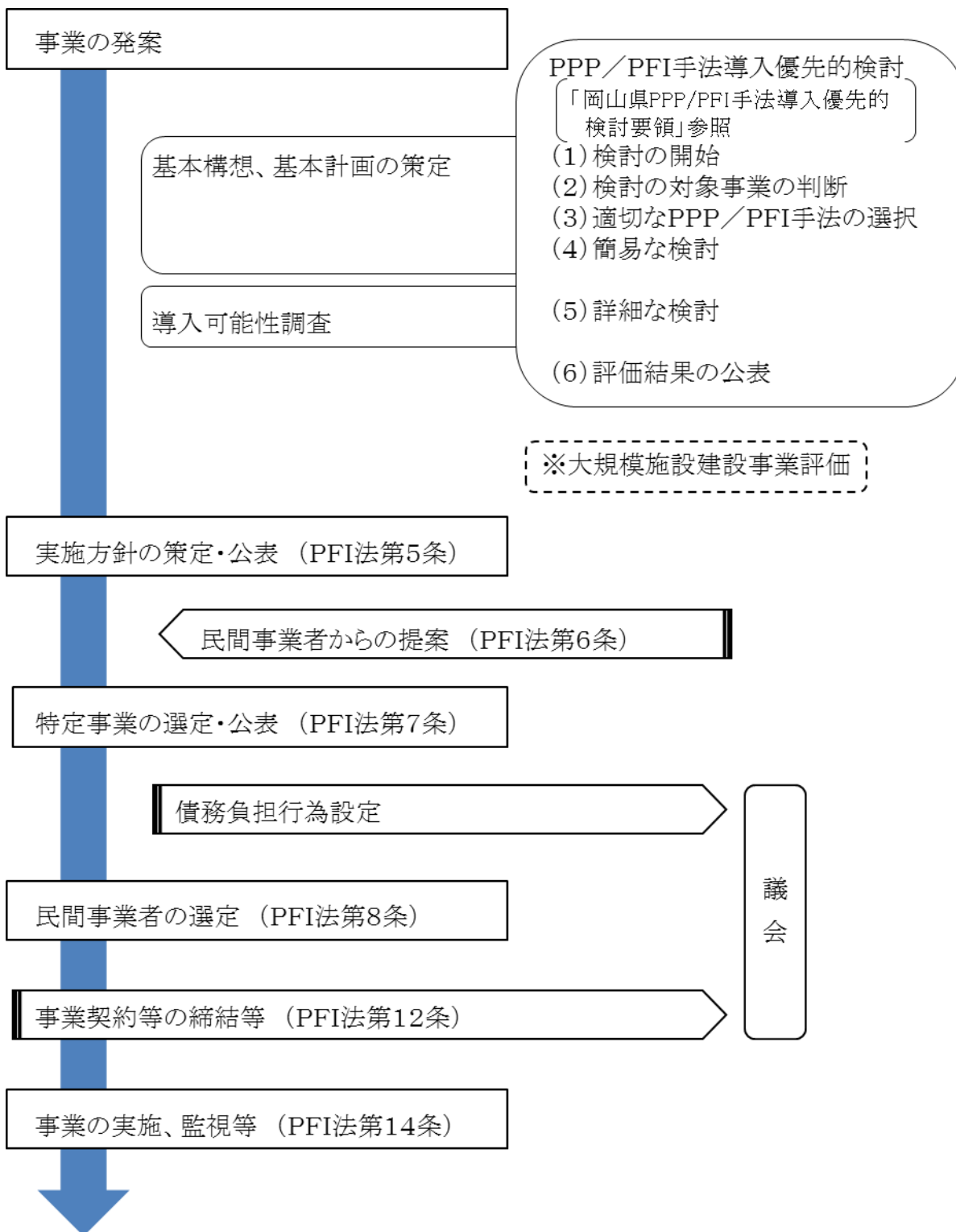
ア P F I 事業の用に供するため、P F I 事業者に対し、行政財産の貸し付けを行うことができる。

イ P F I 事業と P F I 事業以外の他の事業との施設の合築を行う場合、行政財産である土地をその用途又は目的を妨げない範囲で、P F I 事業者に貸し付けることができる。

ウ 合築に係る行政財産である土地を、P F I 事業者から民間施設部分を譲渡された第三者にも貸し付けすることができる。(再譲渡の場合も同様)

第2 PFI手法導入の流れ

1 一般的な流れ（施設整備の場合）



2 各段階の概要

(1) 事業の発案

事業担当部局は、基本構想、基本計画等の策定過程において、まず、公共サービスとしての必要性や緊急性等を勘案し、当該事業を実施するかどうかの検討を行った上、当該事業がPPP/PFI手法導入の検討の対象とする事業に該当する場合は、PPP/PFI手法導入優先的検討のプロセスに従い、導入の適否を検討する。

(2) 導入可能性調査

庁内における簡易な検討によりPPP/PFI手法導入が適すると評価した事業について、多方面からの検討を行い、PPP/PFI手法導入の可能性を総合的に評価するため、外部コンサルタントに委託することにより、詳細な検討を行う。

調査項目としては、次のような項目がある。

- ・技術面に関する関係法令の整理
- ・事業モデルの構築
 - PPP/PFI手法導入の範囲、内容の検討、
 - 民役割分担（リスク分担）など
- ・詳細VFMの算定
- ・課題の整理・検討、スケジュール作成

※ 外部コンサルタントの活用

PFI事業を行う場合には、事業全般に関して財務・法務・技術等の専門知識やノウハウを必要とすることから、公共団体が有する従来の知識では不十分な点が生じてくる。こうした点を補い、PFI事業の手続を円滑に進めていくためには、専門的知識やノウハウを有する外部の外部コンサルタントを活用することが有効である。

外部コンサルタントは、PFI手法導入の可能性を検討する段階やPFI事業の手続の各段階において、以下のような役割を担うことになる。

手続の段階	外部コンサルタントの主な支援業務
P F I 導入可能性調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の仕組みの検討 ・ V F Mの算定
実施方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方針の作成 ・ 実施方針に関する Q & A
特定事業の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業の選定
総合評価一般競争入札公告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明書の作成 ・ 入札説明書 Q & A の作成
事業者の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準の作成 ・ 審査結果の取りまとめ
事業者との契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書の作成

※ 大規模施設建設事業評価

大規模事業施設建設事業の実施に当たり、事業の効果や施設運営のあり方等について十分検討を行い、効果や必要となる経費などを明らかにするとともに、職員のコスト意識の向上を推進し、効率的で透明な事業執行と適切な財政運営を図ることを目的とした事業評価制度。普通会計において県負担額が 10 億円以上となる大規模施設建設事業を事業評価制度の対象とし、その中で、P F I 手法等、最も効率的な事業手法のあり方についても検討する。

(3) 実施方針の策定・公表（P F I 法第 5 条）

事業部局は、P P P / P F I 手法導入優先的検討により、手法の導入に適した事業としたものは、実施方針を策定し、公表する。

民間事業者にとって事業参入のための検討が容易になるよう、事業における公共の関与、リスク及びその分担等についての考え方をできる限り具体的に明らかにすることに留意する。

（実施方針で定める事項）

- ・ 特定事業の選定に関する事項
- ・ 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- ・ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

- ・ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- ・ 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- ・ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- ・ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(4) 民間事業者からの提案の反映（P F I 法第 6 条）

民間事業者から提案があった場合には、当該事業を所管する部局において受付を行い、提案に対する検討を行い、その結果については、遅滞なく、民間事業者に通知しなければならない。

(5) 特定事業の選定・公表（P F I 法第 7 条）

実施方針を策定、公表した後に、実施することが適切であると認める特定事業を選定する。

(6) 債務負担行為設定

P F I 事業における契約は長期間にわたる契約であることから、予算で債務負担行為を設定する必要がある。債務負担行為の設定額は、県が P F I 事業者を支払う総額となる。

(7) 民間事業者の選定（P F I 法第 8 条）

特定事業を選定した後に、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定する。

【留意事項】

WTO政府調達協定の適用を受ける場合の取り扱い

協定に該当する調達に関しては、「地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手段の特例を定める政令」が適用され、応募企業者の事業所所在要件の設定の禁止や最低制限価格制度の利用の禁止及び随意契約の制限が課される。

政府調達協定の適用対象基準（平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日）

契約内容	基準額
物品などの調達契約	3,300 万円以上
特定役務のうち建設工事の調達契約	24 億 7,000 万円以上
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2 億 4,000 万円以上
特定役務のうち上記以外のサービス	3,300 万円以上

(8) 事業契約等の締結等（PFI法第12条）

入札の落札者との仮契約を締結した後、議会の議決を要するものは、契約の議決を経て、正式の契約となる。事業契約を締結したときは、PFI法第15条に基づき、契約の内容を公表しなければならない。

なお、議会の議決を要する契約はPFI法第12条及び同法施行令により、県の場合、5億円以上となる契約とされている。また、PFI契約の議決を経た場合は、地方自治法第96条第1項第5号（工事請負契約）及び第8号（財産の取得）の規定に基づく議決は不要とされている。

(9) 事業の実施、監視等（PFI法第14条）

契約締結後、PFI事業は契約に従って実施されることとなる。

事業実施部局は、施設建設、維持管理の各段階において、契約に定めた範囲内で監視等を行う。

参考

岡山県 PPP/PFI 手法導入優先的検討要領

1 総則

(1) 目的

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法導入の優先的検討を行うにあたって必要な手続きをこの要領に定める。

(2) 定義

本要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- ア PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- イ 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- ウ 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- エ 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- オ 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- カ 公共施設等運営権 PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
- キ 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。
- ク 優先的検討 本要領に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するにあたって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうか、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

(3) 対象とする PPP/PFI 手法

本要領の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

ア 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託
------------------------	----------------------------------

	0 (運営等 Operate) 方式
イ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BT0 方式 (建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate) BOT 方式 (建設 Build -運営等 Operate-移転 Transfer) BOO 方式 (建設 Build-所有 Own-運営等 Operate) DBO 方式 (設計 Design-建設 Build-運営等 Operate) RO 方式 (改修 Renovate-運営等 Operate) ESCO
ウ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT 方式 (建設 Build-移転 Transfer) (民間建設買取方式)

2 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に、併せて PPP/PFI 手法の導入検討を行う。

3 検討の対象とする事業

次の (1) 及び (2) に該当する公共施設整備事業を検討の対象とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業等で、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ア 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業 (建設、製造又は改修を含むものに限る。)
 - イ 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業 (運営等のみを行うものに限る。)

なお、上記にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業については、導入検討の対象事業から除く。

- ア 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- イ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設事業
- ウ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

4 適切な PPP/PFI 手法の選択

導入検討の対象となる公共施設整備事業について、次の「簡易な検討」又は「詳細な検討」に先立って、当該事業の特性等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法を選択するものとする。

なお、当該事業と同種の事例の過去の PPP/PFI 手法の導入実績に照らし、当該手法の導入が適切と判断される場合は、次の「簡易な検討」及び「詳細な検討」を経ることなく、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

5 簡易な検討

検討の対象となる公共施設整備事業について、導入を検討すべきかどうかを庁内において判断するために、次の（１）及び（２）により、PPP/PFI 手法導入の検討を行う。

検討にあたっては、過去の整備事例や類似施設の経費を参考にするなど、できるだけ簡便な方法で行う。

検討の結果、導入に適しないとされた公共施設整備事業は、詳細な検討を行うまでもなく PPP/PFI 手法を導入しないこととする。

（１） 定量評価

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

- ア 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- イ 公共施設等の運営等の費用
- ウ 利用料金収入
- エ 資金調達に要する費用
- オ 調査に要する費用
- カ 税金
- キ 民間事業者の適正な利益及び配当

（２） 定性評価

主に以下の視点で、採用手法の導入の適正を評価する。

- ア 公共サービスの向上可能性

イ 民間事業者の参画の可能性

(3) その他の方法による評価

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較等が困難と認めるときは、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

ア 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

イ 類似事例の調査を踏まえた評価

6 詳細な検討

5の簡易な検討においてPPP/PFI手法の導入に適すると評価された公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用した導入可能性調査により、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

7 評価結果の公表

簡易な検討の結果又は詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及びその評価の内容を公表するものとする。

なお、当該公共施設整備事業の予定価格の推測にながるおそれがある場合においては、ライフサイクルコストの差額又は割合のみを示すことも可能とする。

8 適用年月日

平成29年4月1日

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等（運営等を除く。）費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計		
<現在価値>		
財政支出削減率		
その他（前提条件等）		

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用 (PSC) の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	

(参考) PPP/PFI 手法導入優先的検討のフロー

